謝金や賃金を、助成対象経費としてお支払している相手から

寄附金を受取ってはいけません!!

（当該年度内に返済されない借入金を含む。）

なぜ寄附金を受取ってはいけないのですか？



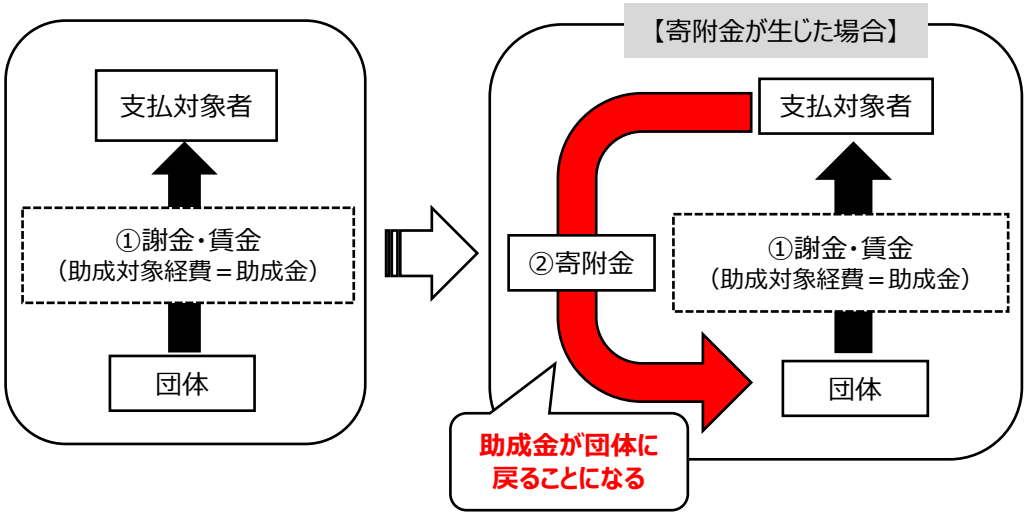
助成対象経費となる謝金や賃金の支払には、助成金が充てられています。

助成対象経費として謝金や賃金を支払った方から寄附金を受け取ることは、支払った助成金が団体に戻ってきたことになります。

それは、例え団体のことを考えて行われたものであっても、結果的に、助成金が助成事業以外の用途（団体の運営費等）に使われることになってしまうため、禁止しています。

（あくまでも助成対象経費として謝金や賃金を支払った方からの寄附金を受け取ることを禁止しているものなので、寄附の受取自体を妨げているわけではありません。謝金・賃金を支払った方から寄附金を受け取る場合は、謝金や賃金は助成対象外経費としてください。）

※　**返済を免除される又は当該年度内に返済が確認できない借入金は寄附金と同様とみなします。**



!! 過去に禁止行為を行い、助成対象者から一定期間除外された団体もあります !!

※詳細は「会計処理の手引」P.11をご確認ください。